

令和8年度
宇部市介護職等就職支援助成制度
募集要領

申請期間

令和8年4月1日(水曜日)～令和9年2月26日(金曜日)

問い合わせ

宇部市 健康福祉部 介護保険課

介護認定係

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電 話：0836-34-8298

FAX：0836-22-6026

メール：kaigo@city.ube.yamaguchi.jp

令和8年度宇部市介護職等就職支援助成制度募集要領

本市において安定した介護サービスの提供を図るため、市内の介護サービス事業所に常勤または非常勤の介護職等として新たに就職する人に対して、就職支援金として助成します。

1 助成対象者

(1) 新卒就職者	養成機関等を卒業（修了）後、令和7年10月2日以降に市内の介護サービス事業所に介護職等として新たに就職開始後6か月以内の者
(2) 転職就職者	介護職等以外の職を離職した者で、令和7年10月2日以降に市内の介護サービス事業所で介護職等として就職開始後6か月以内の者
(3) 復職就職者	過去に介護職等から離職した者で、令和7年10月2日以降に市内の介護サービス事業所で介護職等として就職開始後6か月以内の者

※介護サービス事業所（以下、「事業所」という）とは、介護保険法（平成9年法律第123号。）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、介護予防支援事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所をいう。

※介護職等とは

介護サービス事業所で相談、介護および看護に従事する者をいう。但し、事務員は除くものとする。

※事業所の経営または運営をする法人等の内部において、市内の介護サービス事業所から障害福祉サービス事業所等に新たに異動した者、または市外の介護サービス事業所に異動した者は対象外とする。

2 対象要件

以下の要件をすべて満たすこと

- ☐ 介護職等として市内の介護サービス事業所に常勤または非常勤として新たに2年以上継続して就労することを前提とする。
- ☐ 市税、保険料等市に対する納付金を滞納していないこと。
- ☐ 過去に当該制度の就職支援金の助成を受けていないこと。
- ☐ 他の同様の主旨の助成制度を利用または利用する予定がないこと。
- ☐ 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- ☐ その他市長がこの要綱による助成金の交付を受けることが適当と認める者

※本助成金を交付決定後、事業所を退職した場合、退職日の属する月の翌々月末までに市内の別の介護サービス事業所へ就職した場合は、助成金返還の対象外とする。

3 助成金額

申請は、就労開始時、就労1年経過後に行う

1の(1)～(3)に対して	
常勤者：	就職時、1人50,000円 就労1年経過後、1人50,000円
非常勤者：	就職時、1人25,000円 就労1年経過後、1人25,000円

4 申請期間

令和8年4月1日（水曜日）から令和9年2月26日（金曜日）まで

5 申請方法

提出期限：就労開始日から6カ月以内

次に掲げる書類を募集期間内に下記10まで持参又は郵送、電子申請で提出すること。

電子申請二次元コード



※郵送の場合、令和9年2月26日（金曜日）必着

※①、④は就職時及び就労1年経過後に別途提出

書類名	新卒就職者	転職就職者	復職就職者
①宇部市介護職等就職支援助成金交付申請書（様式第1号）	○	○	○
②宇部市介護職等就職支援助成金就労証明書（様式2-1号）	○	○	○
③宇部市介護職等就職支援助成金退職証明書（様式2-3号）		○	○
④誓約書（様式3号）	○	○	○
⑤市税、保険料等市に対する納付金を滞納していないことを証する書類	市外在住の場合 （申請年の1月1日に市外在住だった場合含む）		
⑥その他市長が必要と認める書類	必要に応じて提出		

※各様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。ウェブ番号1018618



6 助成金交付の決定

書類審査のうえ速やかに決定し、申請者に交付（不交付）決定通知書で通知します。

7 助成金交付決定後の手続

（1）助成金請求

令和9年3月31日（水曜日）

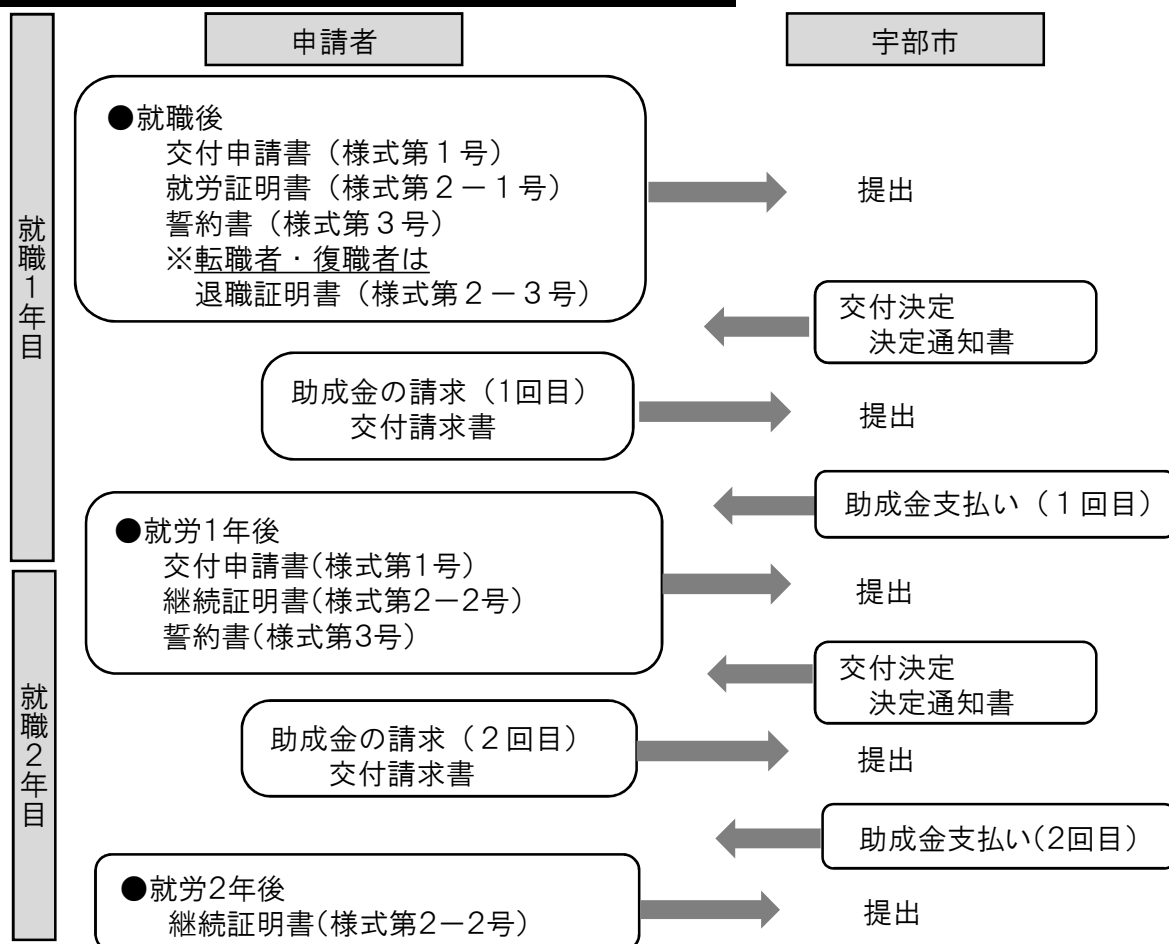
までに宇部市介護職等就職支援助成金交付請求書（様式第5号）を提出すること。

（2）就労継続状況の報告

介護サービス事業所に常勤または非常勤の介護職等として就労を開始した日から、1年経過後または2年後に提出

□宇部市介護職等就職支援助成金就労継続証明書（様式第2-2号）

8 手続きの流れ



9 助成金交付決定の取消及び助成金の返還

次の事由に該当した場合は、助成金の交付決定を取り消し、全額返還を求める場合があります。

- (1) 提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 介護サービス事業所に就職後、1年以上継続して就労ができなかったとき。
 - 〔例1〕 令和8年4月1日に就労を開始し、1回目の助成金を受けたが、令和9年3月31日を経過する前に離職した場合は、助成金の返還を求める。
 - 〔例2〕 令和8年4月1日に就労を開始し1回目の助成金を受け、1年経過後に再度申請し2回目の助成金を受けた。その後、令和10年3月31日を経過する前に離職した場合は、2回目の助成金の返還を求める。
- (3) 上記以外に市長が助成金の交付を不適当と認めたとき。

※災害その他やむを得ない理由によるものであると市長が認めた場合は、この限りでない。

10 提出先・問い合わせ先

宇部市健康福祉部介護保険課 介護認定係

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836-34-8298 FAX 0836-22-6026

メール kaigo@city.ube.yamaguchi.jp